

法定検査手続きの流れ、検査手数料、指定検査機関

1 設置後の水質検査、定期検査の手続きの流れ

【案内文の送付】

山口県浄化槽協会から、検査案内文と検査手数料払込用紙が送付されます。

【検査手数料の支払い】

検査手数料を払込用紙で支払います。

検査手数料を支払うことで、検査申込となります。

支払い方法は2通りです。

①払込用紙を用いて、コンビニエンスストアか郵便局で支払う。

②山口県浄化槽協会担当支部に、払込用紙と手数料を持参する。

※支払前に宛名と浄化槽設置場所の住所が間違いないか御確認ください。

【検査の実施】

検査申込後、山口県浄化槽協会の検査員が検査を行います。

検査はお留守でも行います。検査日の確認や立会を希望される場合は、

山口県浄化槽協会担当支部に御確認ください。

【検査結果の送付】

検査結果書は後日、山口県浄化槽協会から送付されます。

検査結果書は保守点検記録などと一緒に保管してください。

2 法定検査手数料

単位：円（非課税）

区分	設置後の 水質検査	定期検査	
		合併	単独
人槽	合併	合併	単独
20人以下	9,500	5,500	4,200
21～100人	9,500	6,000	5,000
101～300人	12,000	8,500	6,500
301～500人	14,500	11,000	8,000
501人以上	17,000	13,500	10,000

合併・・・合併処理浄化槽

単独・・・単独処理浄化槽

3 山口県浄化槽協会担当支部

山口市全域（徳地地域を除く）

支部名	山口支部
住 所	山口市吉敷下東三丁目1-1（山口健康福祉センター内）
電 話	083-922-7881
FAX	083-929-3881

徳地地域

支部名	防府支部
住 所	山口市防府市寿町1-19
電 話	0835-25-9700
FAX	0835-28-1220